

鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

鎌倉市教育委員会事務決裁規程（昭和42年6月教委庁達第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)庶務関係の表の表以外の部分中「この表において、」を削る。

別表第1(2)人事関係の表サービスの部職務に専念する義務の免除の項中「教育総務課担当課長」を「教育総務課の課長等」に改め、同部出張の項中「課長等及び課長代理等」を「課長等」に、「課長補佐等以下」を「課長代理等以下」に改める。

別表第2教育センターの部相談の項中「適応指導」を「教育支援」に改め、同表の表以外の部分中「この表において、」を削る。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。